

『高年齢雇用継続給付支給率 ～65歳雇用確保進み制度縮小』

令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更される。同給付は60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける、60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に支給される給付だ。高年齢者の就業意欲を維持・喚起し、65歳までの雇用の継続を援助・促進することを目的に平成7年に設けられた。

変更後は、各月に支払われた賃金の低下率が64%(変更前61%)以下の場合に、賃金額の10%(変更前15%)を限度として給付金が支給される。64%(変更前61%)を超え75%未満の場合は給付額が通減され、75%以上の場合は不支給だ。令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方は5年を満了することとなった日)



を迎える方が新制度の対象となる。平成25年の高年齢者雇用安定法改正により、定年の引上げ、継続雇用制度導入など、65歳までの雇用確保が義務化され、令和3年の改正で70歳までの就業確保が努力義務とされた。高齢者の就業環境整備が進む中、同給付はその役割を終えつつある。同給付による補填を見込んで賃金を設定している企業では、賃金制度の見直しも検討する必要があるだろう。

『中国が直面する課題・試練等 専門家が多角的に分析レビュー』

財務省はこのほど、フィナンシャル・レビュー(第158号)を発表し、中国の習近平体制第Ⅲ期が直面する内憂外患とその対応策を特集した。党3中全会決定の内容を詳細に紹介・分析し、現在の中国が直面する様々な課題・試練について、経済・政治・外交面から多角的に考察している。特に、2035年を見据えた中長期的視点から、中国経済の持続可能性についてもいくつかのシナリオを示している。

中国経済の成長率は低下傾向にあり、2018年から米中経済摩擦が激化した。2020年から新型コロナウイルス感染症が流行し、厳しいゼロコロナ政策を採用。さらに、プラットフォーム企業、不動産企業、私営塾等に対する規制・指導が強化され、経済は大きく減速した。この中で、不動産市場、地方政府債務、中小金融機関のリスクが顕在化し、中国経済の将来に対する民営企業、外資企業、消費者の確信は大きく揺らいでいる。また、米中摩擦は貿易摩擦の枠を超え、イデオロギー・安全保障面の対立にまで拡大している。本文では、○党3中全会の経済部分の概要と注目点○中国の不動産不況と金融リスク○中国の中長期展望と制約要因○習近平政権期の米中関係と台湾問題の「国際化」○産業政策と経済摩擦、等多面的に考察している。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com